# 荒尾市立有明医療センター

# 診療材料等の物品管理システム

# （SPD）業務委託実施要領

荒尾市立有明医療センター

## *1*　実施目的

診療材料等における購入費の削減、SPD による余剰在庫の削減等による物流管理業務の効率化を行うことで、病院経営の改善と業務の効率化をはかることを目的とする。

事業者の選定にあたっては安定的な物品供給及び物流管理業務の実施が可能な事業者が求められるため、公募型プロポーザルを実施し、最も優れた提案を行った事業者を選定することとする。

## *2*　施設概要

2.1　施設名：荒尾市立有明医療センター

2.2　所在地：熊本県荒尾市荒尾 2600 番地

2.3　病床数：274 床（令和 8 年 10 月現在）

2.4　一日平均患者数（令和 7 年度実績）

入院患者数：248 人/日　外来患者数：384 人/日

2.5　手術件数：1255 件（令和 7 年度実績）

2.6　外来診療日等

診察日：土、日、祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く毎日

診療時間：9 時から 17 時まで

2.7　SPD 室：56 ㎡

## *3*　業務概要

3.1　業務名称　荒尾市立有明医療センター 診療材料等の物品管理（ＳＰＤ）システム業務

3.2　業務内容　要求水準書を参照

3.3　履行場所　熊本県荒尾市荒尾 2600 番地　荒尾市立有明医療センター

3.4　契約期間　令和 9 年 4 月 1 日(木)から 令和 14 年 3 月 31 日(水)まで

## *4*　スケジュール h

| 手続き | 日程 |
|---|---|
| 公告 | 令和 8 年 10 月 30 日(金) |
| 説明会の実施 | 参加希望業者別に実施。日程は個別調整。 |
| 質問書の受付期間 | 令和 8 年 10 月 30 日(金)から令和 8 年 11 月 13 日(金)まで |
| 参加資格確認申請書等の提出期限 | 令和 8 年 11 月 16 日(月) まで |
| 提案書及び必要書類等の提出期限 | 令和 8 年 11 月 24 日(火)まで　※ただし、提案価 |

| | |
|---|---|
| | 格については令和 8 年 11 月 26 日(木)まで受付けるものとする。 |
| プレゼンテーション及びヒアリング | 令和 8 年 12 月 1 日(火)に開催 |
| 結果通知 | 令和 8 年 12 月 11 日(金)まで |
| 委託業務開始 | 令和 9 年 4 月 1 日(木)より開始 |

## *5*　参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす事業者であること。なお、提案書提出要請通知書の発送後に、荒尾市病院事業プロポーザル方式事業者選定実施要綱(以下「要綱」という。)第 11 条第 1 項に該当した者は、当該提案参加資格を取り消すものとする。

5.1　地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4(同令第 167 条の 11 において準用する場合も含む。)の規定に該当しない者であること。

5.2　業務等に対応する営業種目について荒尾市競争入札等参加資格審査事務処理要綱(平成 24 年告示第 60 号)第 5 条第 1 項の入札等参加資格者名簿に登録され、申請内容に虚偽記載がない者であること。ただし、応募時に入札参加資格者名簿に登録されていない場合であっても、広く提案を求める必要があることから、荒尾市競争入札等参加資格審査申請に準じた手続きのうえ、承認を経ることで参加することを認める。該当する提案者は参加資格確認申請書に添付し、提出すること。提出期限は 6.2.2 受付期間にて示した期間までとする。

5.3　荒尾市工事等請負契約及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱(平成 7 年告示第 37 号)に基づく指名停止期間中でないこと。

5.4　荒尾市契約等における暴力団等排除に関する措置要綱(平成 24 年告示第 36 号)第 3 条の規定に基づく排除措置等を受けていないこと。

5.5　国税および地方税を滞納していないこと。

5.6　会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続または民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続中でないこと。

5.7　法人格を有し、事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

5.8　令和 4 年 4 月以降に、二次救急医療を実施している病床 200 床以上の医療機関において、診療材料の院外 SPD 運営業務に関する実績を 3 件以上有すること。

## *6*　応募、審査等の手順

6.1　募集要領公布

次のとおり、業務委託実施要領、要求水準書、審査評価基準を交付する。

6.1.1　交付開始日

令和 8 年 10 月 30 日(金)より開始

6.1.2　交付場所

〒864―0041

熊本県荒尾市荒 2600 番地

荒尾市立有明医療センター　経営企画課 用度係

電話　　0968―63―1115

ＦＡＸ　0968―63―1189

なお、病院ホームページ

（https://www.hospital.arao.kumamoto.jp/oshirase/nyusatsu/1686.html）にて必要書類はダウンロードが可能である。

6.1.3　説明会の実施

事業の概要及び応募についての説明会を実施する。応募を希望する者は原則としてこの説明会に参加すること。なお、説明会への参加を希望する者は、荒尾市立有明医療センター経営企画課用度係課宛てに事前に申し込みをすること。日程等については個別に調整するものとする。

6.2　応募を希望する者は、参加資格確認申請書他必要書類を提出すること。

6.2.1　提出書類

①　参加資格確認申請書（様式第 1 号）

②　ＳＰＤ業務の受託実績書（契約書の写しを添付すること）

③　会社概要説明書

6.2.2　受付期間

令和 8 年 10 月 30 日(金)から令和 8 年 11 月 16 日(月)まで

※ただし土日、祝日、を除く、午前 9 時から午後 4 時

6.2.3　提出場所

荒尾市立有明医療センター　経営企画課 用度係

6.2.4　提出方法

プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領に基づき参加資格確認申請書を作成のうえ、その他必要書類を添付し、持参または郵送すること。郵送の場合は、受付期間の終了日までに当院へ到着するよう手配すること。

6.3　参加資格審査結果通知

参加資格確認申請書の提出があった応募者については要件確認を行い、参加要件を満たしている応募者には結果の通知後、必要書類等を配布する。また、参加要件を満たさない応募者にはその旨通知する。

6.4　プレゼンテーション及びヒアリング実施

提案書に基づき、プレゼンテーションを実施する。

実施日時　令和 8 年 12 月 1 日(火)　午後 4 時開始を予定

6.5　審査

病院事業管理者が設置する評価委員会での評価結果を基に、最優秀提案事業者の候補者を特定する。また、評価委員会においては審査を行い、提案書の技術評価及び提案者の技術評価の順位決定を行う。

6.5.1　評価委員の構成

委員長　委員の中から互選で選出

委員　　ア 院長、副院長、部長（看護部長/診療技術部長/事務部長）

　　イ 当該業務等に関連する部課長等の職員

ア及びイに該当する職員の中から 5 人以上をもって構成する。

6.5.2　参加資格を得たものは、「提案書」を作成の上、荒尾市立有明医療センター経営企画課用度係まで提出すること。なお、提出された提案書に基づき、評価委員会にて、技術提案についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、提案内容を含めて総合的に審査する。その後、評価委員会で審査した技術評価点と、価格評価点（提案価格）で審査を行い、最優秀提案事業者の候補者を特定する。病院事業管理者は評価委員会の審査を踏まえ、最優秀提案事業者を決定する。なお、技術評価点と価格評価点（提案価格）の配点比率は 7（技術評価点）: 3（価格評価点）とし、下記の計算方法により算出する。

$$\text{評価基準点} = \text{技術評価点（70 点満点）} + \left( \frac{\text{提案単価（提案者が落札した商材）に見込使用数量を乗じた金額の総額}}{\text{各商材における現契約単価}(500\text{ 商材})\text{に見込使用数量を乗じた金額の総額}} \right) \times 30$$

※ただし、上記計算式の落札商材には業務委託料を含めるものとする

6.5.3　評価基準点が同点の場合は、プロポーザル評価委員会により協議等を行い、実績等を加味のうえ、最優秀提案事業者を特定する。

6.5.4　評価項目詳細

評価項目の詳細については別紙の「荒尾市立有明医療センター 診療材料等の物品管理システム（SPD）業務委託に係るプロポーザル審査評価基準」の通りとする。

6.6　提案書について

6.6.1 提案書の構成は下記の通りとする。

①提案書本体（紙媒体で 10 部を提出）

②診療材料価格調書及び個別データ（価格調書は紙媒体で 1 部提出、個別データは別途電子媒体で提出すること。単価の提出を求める診療材料のアイテム数は荒尾市立有明医療センターにおける使用実績上位 500 品目である。（提出方法についての詳細は、説明会を別途実施し、参加企業にのみ提示するものとする。）

③ＳＰＤ業務委託価格調書（紙媒体で 1 部を提出）

なお、上記提出物は個別に編綴して提出すること。プレゼンテーション当日用に別途資料を用いる場合は、事前に担当者まで相談すること。

提案にあたっては、簡潔な文章で示すと同時に、それらを具体化するイメージ図等の参考資料によって示すこと。数量等の数値を具体的に示すことができるものは、その

数値を記載すること。

6.6.2　提案書の取扱

6.6.3　提出後の規格提案書等の訂正および追加又は再提出は原則として認めない。

6.6.4　提出された提案書は原則非公開とする。

6.6.5　提出された提案書は返却しない。

6.6.6　提出された提案書は審査に必要な範囲で複製を作成する場合がある。

6.6.7　提出された提案書は、本プロポーザル審査の評価以外において、提出者に無断で使用することはない。

6.6.8　結果の通知

6.6.9　審査結果については、文章で通知する。なお、当院ホームページにも掲載する。

## *7*　参加事業者が *1* 社である場合の措置

参加事業者が 1 者であっても、企画提案書等の審査を実施する。

## *8*　契約について

業務委託契約後も各診療材料の商材については毎年委託者側との価格の調整、交渉の実施を予定するため、受託者側はこれに応じること。

## *9*　その他

9.1　　応募に必要な経費は、応募者の負担とする。

以上